



佐賀県公報

平成21年
3月3日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者の一部改正
(六三・建築住宅課) 一

○ 告示

◎佐賀県告示第六十三号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者(平成二十年佐賀県告示第四百二十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三日

佐賀県知事 古川 康

三の表の学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校の項を次のように改める。

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校	三年	一 五単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 二 七単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 三 六単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習 五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習	三十単位	一年
	二年		二十単位	二年

	一年		
		一 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 二 二単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 三 三単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 四 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習 五 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習	二十単位
			三年

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社